

# 令和6年度

## 米子市会計年度任用短時間勤務職員（衛生員兼運転手）

### 採用試験

### 受験案内

令和6年4月22日  
米子市

#### 【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
衛生員兼運転手	1人	米子市市民生活部クリーン推進課に勤務し、ボランティア清掃などの要請対応業務、不法投棄ごみのパトロール業務、市役所施設ごみの収集業務及びし尿収集業務などに従事します。

#### 【受付期間】

令和6年4月22日（月） ～ 令和6年5月7日（火）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、5月7日必着とします。

#### 【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和6年5月12日（日） （受付時間）8：30～8：50	米子市クリーンセンター 3階会議室 （米子市河崎3280番地1） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

## 1 採用職種・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
衛生員兼運転手	1人	米子市市民生活部クリーン推進課に勤務し、ボランティア清掃などの要請対応業務、不法投棄ごみのパトロール業務、市役所施設ごみの収集業務及びし尿収集業務などに従事します。

## 2 受験資格

- 中型自動車運転免許を保有していること。
- 塵芥収集車の運転又は操作について、1年以上の経験を有すること。

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和6年5月12日(日) (受付時間) 8:30~8:50	米子市クリーンセンター 3階会議室 (米子市河崎3280番地1) *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

## 4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	回答時間
面接試験	200点	人柄や塵芥収集車の運転及び操作の経験などについての面接試験	15分程度

○合格者の決定

- ・合格者は、面接試験の得点の高い順に決定します。
- ・面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。

## 5 申込受付期間

令和6年4月22日(月) ~ 令和6年5月7日(火)

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、5月7日必着とします。

## 6 受験手続

区分	内 容
提出書類	受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 返信用封筒 1通 自動車運転免許証の写し 表面と裏面 各1部 ○受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。
申込先	米子市市民生活部クリーン推進課（米子市クリーンセンター1階） 〒683-0852 米子市河崎3280番地1 電話(0859)23-5300 [持参により申し込む場合] ○米子市市民生活部クリーン推進課へ、直接ご持参ください。 [郵送で申し込む場合] ○封筒の表に赤字で「採用試験受験申込」と書いてください。
受験票の交付	受験票は、提出いただいた返信用封筒により後日郵送します。 ○5月9日までに到着しないときは、米子市市民生活部クリーン推進課にお問い合わせください。

○受理した提出書類は、返却しません。

○詳しいことは、米子市市民生活部クリーン推進課にお尋ねください。

## 7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
合格者	5月中旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

## 8 採用予定日

令和6年6月1日

## 9 勤務条件

区分	内容
報酬	報酬は、 月額125,496円（高卒以下） 月額132,309円（短大卒） 月額140,748円（大学卒）です。  このほかに、通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。
任用期間	任用期間は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○採用時まで、給与改定・制度改正があった場合は、それによります。